

# ○熊本県警察の組織に関する訓令

昭和59年3月15日

本部訓令甲第2号

熊本県警察の組織に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第20号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 警察本部(第3条―第33条)
- 第3章 市警察部(第34条―第39条)
- 第4章 警察学校(第40条―第45条)
- 第5章 警察署(第46条―第55条)
- 第6章 職員(第56条)
- 第7章 職務代行(第57条―第59条)
- 附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)第51条の規定に基づき、熊本県警察の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

## 第2章 警察本部

(次席等)

第3条 熊本県警察本部(以下「警察本部」という。)の各課及び科学捜査研究所に次席を、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

2 次席及び副隊長(以下「次席等」という。)は、それぞれ、警察本部の各課長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長(以下「各課長等」という。)を補佐し、警察本部の各課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊(以下「各課等」という。)の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(秘書官等)

第4条 総務課に秘書官を、教養課に教養指導官及び師範を、捜査第一課に組織窃盗対策官を、鑑識課に鑑識指導官を、科学捜査研究所に研究官及び首席研究主幹を、交通企画課に事故分析官を、交通指導課に交通指導官、被害者連絡調整官及び交通事故鑑識官を、交通機動隊に訓練指導官を置くことができる。

2 秘書官、教養指導官、師範、組織窃盗対策官、鑑識指導官、研究官、首席研究主幹、事故分析官、交通指導官、被害者連絡調整官、交通事故鑑識官及び訓練指導官は、上司の命を受け、

各課等の所掌事務のうち特命事項にかかわるものを処理する。

(補佐)

第5条 各課等に課長補佐、所長補佐、隊長補佐又は通信指令官(以下「補佐」という。)を置くことができる。

2 補佐は、各課長等及び次席等を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(係等)

第6条 各課等に係、班、部、小隊又は分駐隊(以下「係等」という。)を置くことができる。

2 係等の名称は、別表第1のとおりとする。

(総括係長等)

第7条 係、班及び部に総括係長、係長、主任又は係員を、小隊に総括小隊長、小隊長、分隊長又は隊員を、分駐隊に総括分駐隊長、分駐隊長、分隊長又は隊員を置くことができる。

2 総括係長、総括小隊長及び総括分駐隊長は、上司の命を受け、係等の事務を総括処理し、係長、小隊長、分駐隊長その他の部下職員を指揮監督する。

3 係長、小隊長及び分駐隊長は、上司の命を受け、係等の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

4 主任及び分隊長は、上司の命を受け、定められた事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

5 係員及び隊員は、上司の命を受け、定められた事務を処理する。

(主幹等)

第8条 各課等に主幹又は参事を、科学捜査研究所に研究主幹、研究参事又は研究員を置くことができる。

2 主幹及び参事並びに研究主幹、研究参事及び研究員は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(課付等)

第9条 各課等に課付、所付又は隊付(以下「課付等」という。)を置くことができる。

2 課付等は、各課長等に直属し、下命の事務を処理する。

第10条 削除

(公安委員会事務室)

第11条 警務部総務課に公安委員会事務室を置く。

2 公安委員会事務室は、公安委員会の庶務及び警察署協議会に関する事務を行う。

3 公安委員会事務室に係を置く。

(公安委員会事務室長)

第12条 公安委員会事務室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、公安委員会事務室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(取調べ監督指導室)

第12条の2 警務部総務課に取調べ監督指導室を置く。

2 取調べ監督指導室は、被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を行う。

3 取調べ監督指導室に係を置く。

(取調べ監督指導室長)

第12条の3 取調べ監督指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、取調べ監督指導室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(人事企画室)

第13条 警務部警務課に人事企画室を置く。

2 人事企画室は、警察の組織及び定員、職員の人事、募集及び試験、勤務制度に関する事務並びにこれらに関する企画及び調査を行う。

3 人事企画室に係を置く。  
(人事企画室長等)

第14条 人事企画室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、人事企画室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

3 人事企画室に副室長を置くことができる。

4 副室長は、室長を補佐し、人事企画室の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(会計企画指導室)

第14条の2 警務部会計課に会計企画指導室を置く。

2 会計企画指導室は、会計に関する企画、指導教養、契約の管理及び出納並びに遺失物に関する事務を行う。

3 会計企画指導室に係を置く。  
(会計企画指導室長)

第14条の3 会計企画指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、会計企画指導室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(会計監査室)

第14条の4 警務部会計課に会計監査室を置く。

2 会計監査室は、会計の監査に関する事務を行う。

3 会計監査室に係を置く。  
(会計監査室長)

第14条の5 会計監査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、会計監査室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(施設装備室)

第14条の6 警務部会計課に施設装備室を置く。

2 施設装備室は、財産の取得、管理及び処分、警察施設の保全、警察有線通信の統制、警察装備並びに警察官の服制に関する事務を行う。

3 施設装備室に係を置く。  
(施設装備室長)

第14条の7 施設装備室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、施設装備室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(術科・体育指導室)

第14条の8 警務部教養課に術科・体育指導室を置く。

2 術科・体育指導室は、警察術科及び体育の指導及び調整に関する事務を行う。

3 術科・体育指導室に係を置く。

(術科・体育指導室長等)

第14条の9 術科・体育指導室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、術科・体育指導室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- 3 術科・体育指導室に副室長を置くことができる。
- 4 副室長は、室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(健康管理室)

第14条の10 警務部厚生課に健康管理室を置く。

- 2 健康管理室は、警察職員の健康管理に関する事務を行う。
- 3 健康管理室に係を置く。

(健康管理室長)

第14条の11 健康管理室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、健康管理室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(文書情報室)

第14条の12 警務部広報県民課に文書情報室を置く。

- 2 文書情報室は、情報公開、個人情報保護及び公文書類の管理に関する事務を行う。
- 3 文書情報室に係を置く。

(文書情報室長)

第14条の13 文書情報室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、文書情報室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪被害者支援室)

第14条の14 警務部広報県民課に犯罪被害者支援室を置く。

- 2 犯罪被害者支援室は、被害者支援に関する企画、調査、指導及び総合調整並びに犯罪被害者等給付金、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を行う。
- 3 犯罪被害者支援室に係を置く。

(犯罪被害者支援室長)

第14条の15 犯罪被害者支援室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警察安全相談室)

第14条の16 警務部広報県民課に警察安全相談室を置く。

- 2 警察安全相談室は、警察安全相談活動の企画、調整、実施及び指導に関する事務を行う。
- 3 警察安全相談室に係を置く。

(警察安全相談室長)

第14条の17 警察安全相談室に室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、警察安全相談室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪抑止対策室)

第15条 生活安全部生活安全企画課に犯罪抑止対策室を置く。

- 2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止の総合的な対策に関する事務を行う。
- 3 犯罪抑止対策室に係を置く。

(犯罪抑止対策室長)

第16条 犯罪抑止対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、犯罪抑止対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(少年保護対策室)

第16条の2 生活安全部生活安全企画課に少年保護対策室を置く。

2 少年保護対策室は、少年の補導、保護・支援活動、福祉犯事件及び少年事件に関する企画、調整、指導及び捜査に関する事務を行う。

3 少年保護対策室に係を置く。

(少年保護対策室長)

第16条の3 少年保護対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、少年保護対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(許可等事務担当室)

第17条 生活安全部生活環境課に許可等事務担当室を置く。

2 許可等事務担当室は、所管法令に関する許可、認定その他の行政処分及び取締りに関する事務を行う。

3 許可等事務担当室に係を置く。

(許可等事務担当室長)

第18条 許可等事務担当室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、許可等事務担当室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(生活環境事犯対策室)

第19条 生活安全部生活環境課に生活環境事犯対策室を置く。

2 生活環境事犯対策室は、生活経済関係事犯、生活環境関係事犯、風俗関係事犯及び他の所掌に属しない法令違反の取締りに関する事務を行う。

3 生活環境事犯対策室に係を置く。

(生活環境事犯対策室長)

第20条 生活環境事犯対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、生活環境事犯対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(繁華街特別対策室)

第20条の2 生活安全部生活環境課に繁華街特別対策室を置く。

2 繁華街特別対策室は、繁華街の環境を浄化するための総合的な対策に関する事務を行う。

3 繁華街特別対策室に係を置く。

(繁華街特別対策室長)

第20条の3 繁華街特別対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、繁華街特別対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第21条 生活安全部地域課に鉄道警察隊を置く。

2 鉄道警察隊は、鉄道施設内における公安の維持に関する事務を行う。

3 鉄道警察隊に係及び分駐隊を置く。

(鉄道警察隊長)

第22条 鉄道警察隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(刑事企画・指導室)

第23条 刑事部刑事企画課に刑事企画・指導室を置く。

2 刑事企画・指導室は、捜査運営の企画、捜査員及び捜査幹部の育成、指導及び教養並びに公判対応に関する事務を行う。

3 刑事企画・指導室に係を置く。  
(刑事企画・指導室長)

第23条の2 刑事企画・指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、刑事企画・指導室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(捜査支援室)

第23条の3 刑事部刑事企画課に捜査支援室を置く。

2 捜査支援室は、犯罪捜査の支援及び犯罪統計に関する事務を行う。

3 捜査支援室に係を置く。  
(捜査支援室長)

第24条 捜査支援室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、捜査支援室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(窃盗犯対策室)

第25条 刑事部捜査第一課に窃盗犯対策室を置く。

2 窃盗犯対策室は、窃盗犯捜査の企画、指導、調整及び実施に関する事務を行う。

3 窃盗犯対策室に係を置く。  
(窃盗犯対策室長)

第26条 窃盗犯対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、窃盗犯対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(暴力団対策室)

第27条 刑事部組織犯罪対策課に暴力団対策室を置く。

2 暴力団対策室は、暴力団排除活動及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の運用に関する事務を行う。

3 暴力団対策室に係を置く。  
(暴力団対策室長)

第28条 暴力団対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。  
(交通事故防止総合対策室)

第28条の2 交通部交通企画課に交通事故防止総合対策室を置く。

2 交通事故防止総合対策室は、交通事故防止の総合的な対策に関する事務を行う。

3 交通事故防止総合対策室に係を置く。  
(交通事故防止総合対策室長)

第28条の3 交通事故防止総合対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、交通事故防止総合対策室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通反則通告センター)

第29条 交通部交通指導課に交通反則通告センターを置く。

2 交通反則通告センターは、交通反則行為に関する事務を行う。

3 交通反則通告センターに係を置く。

(通告官)

第30条 交通反則通告センターに通告官を置く。

2 通告官は、上司の命を受け、交通反則行為に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査室)

第30条の2 交通部交通指導課に交通捜査室を置く。

2 交通捜査室は、交通捜査の企画、指導及び調整、交通事故事件の処理及び捜査並びに暴走族の取締りに関する事務を行う。

3 交通捜査室に係を置く。

(交通捜査室長)

第30条の3 交通捜査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、交通捜査室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(危機管理室)

第30条の4 警備部警備第二課に危機管理室を置く。

2 危機管理室は、災害その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施並びに総合調整に関する事務を行う。

3 危機管理室に係を置く。

(危機管理室長)

第30条の5 危機管理室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、危機管理室の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(航空隊)

第30条の6 警備部警備第二課に航空隊を置く。

2 航空隊は、警察用航空機を運航し、災害その他の場合における警備実施を行うほか、特別活動、支援活動等を行う。

3 航空隊に係を置く。

(航空隊長等)

第30条の7 航空隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

3 航空隊に副隊長を置く。

4 副隊長は、隊長を補佐し、航空隊の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(室長補佐等)

第31条 公安委員会事務室、取調べ監督指導室、人事企画室、会計企画指導室、会計監査室、施設装備室、術科・体育指導室、健康管理室、文書情報室、犯罪被害者支援室、警察安全相談室、犯罪抑止対策室、少年保護対策室、許可等事務担当室、生活環境事犯対策室、繁華街特別対策室、刑事企画・指導室、捜査支援室、窃盗犯対策室、暴力団対策室、交通事故防止総合対策室、交通捜査室及び危機管理室に室長補佐を、航空隊に隊長補佐を、交通反則通告センターに通告補佐官を置くことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の室長補佐、隊長補佐及び通告補佐官について準用する。この場合において、第5条第2項中「各課長等及び次席等」とあるのは「室長及び副室長、隊長及び副隊長又は通告官」と読み替えるものとする。

(室総括係長等)

第32条 公安委員会事務室、取調べ監督指導室、人事企画室、会計企画指導室、会計監査室、施設装備室、術科・体育指導室、健康管理室、文書情報室、犯罪被害者支援室、警察安全相談室、犯罪抑止対策室、少年保護対策室、許可等事務担当室、生活環境事犯対策室、繁華街特別対策室、鉄道警察隊、刑事企画・指導室、捜査支援室、窃盗犯対策室、暴力団対策室、交通事故防止総合対策室、交通反則通告センター、交通捜査室及び危機管理室、航空隊(以下「公安委員会事務室等」という。)の係又は分駐隊に総括係長、係長、主任若しくは係員又は総括分駐隊長、分駐隊長、分隊長若しくは隊員を置くことができる。

2 第7条第2項から第5項までの規定は前項の総括係長、係長、主任及び係員並びに総括分駐隊長、分駐隊長、分隊長及び隊員について準用する。

(主幹等)

第33条 公安委員会事務室等に主幹又は参事を置くことができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の主幹及び参事について準用する。

### 第3章 市警察部

(次席)

第34条 熊本市警察部(以下「市警察部」という。)の庶務課に次席を置く。

2 次席は、市警察部の庶務課長を補佐し、市警察部の庶務課の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(補佐)

第35条 庶務課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、庶務課長及び次席を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(係)

第36条 庶務課に係を置くことができる。

2 係の名称は、別表第2のとおりとする。

(総括係長等)

第37条 係に総括係長、係長、主任又は係員を置くことができる。

2 第7条第2項から第5項までの規定は、前項の総括係長、係長、主任及び係員について準用する。

(主幹等)

第38条 庶務課に主幹又は参事を置くことができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の主幹及び参事について準用する。

(課付)

第39条 庶務課に課付を置くことができる。

2 課付は、庶務課長に直属し、下命の事務を処理する。

### 第4章 警察学校

(副校長)

第40条 熊本県警察学校(以下「警察学校」という。)に副校長を置く。



2 副校長は、熊本県警察学校長(以下「警察学校長」という。)を補佐し、警察学校の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(師範)

第41条 警察学校に師範を置くことができる。

2 師範は、上司の命を受け、警察術科の研究及び指導に関する事務を処理する。

(校長補佐)

第42条 警察学校に校長補佐を置く。

2 校長補佐は、警察学校長及び副校長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(係)

第43条 警察学校に係を置くことができる。

2 係の名称は、別表第3のとおりとする。

(教官等)

第44条 警察学校に教官、助教、主幹、総括係長、係長、参事、主任又は係員を置くことができる。

2 教官及び助教は、それぞれ上司の命を受け、警察学校の事務を処理する。

3 第7条第2項から第5項の規定は、第1項の総括係長、係長、主任及び係員について準用する。

4 第8条第2項の規定は、第1項の主幹及び参事について準用する。

(校付)

第45条 警察学校に校付を置くことができる。

2 校付は、校長に直属し、下命の事務を処理する。

## 第5章 警察署

(副署長)

第46条 警察署に副署長を置く。

2 副署長は、警察署長(以下「署長」という。)を補佐し、警察署の事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(総務官等)

第47条 熊本県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の指定する警察署に総務官、刑事官、地域官、交通官又は地域・交通官を置く。

2 総務官は、警務警察に関する事務について署長及び副署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

3 刑事官は、刑事警察及び生活安全警察(事件に関する事務に限る。)に関する事務について署長及び副署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

4 地域官は、地域警察に関する事務について署長及び副署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

5 交通官は、交通警察に関する事務について署長及び副署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

6 地域・交通官は、地域警察及び交通警察に関する事務について署長及び副署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(課等)

第48条 警察署に課又は係を置くことができる。

2 課及び係の名称は、別表第4のとおりとする。

(課長)

第49条 警察署の課に課長を置くことができる。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(地域指導官)

第49条の2 警察署の地域課に地域指導官を置くことができる。

2 地域指導官は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(係長等)

第50条 警察署の係に総括係長、係長、主任又は係員を置くことができる。

2 第7条第2項から第5項までの規定は前項の総括係長、係長、主任及び係員について準用する。

(主幹等)

第51条 警察署に主幹又は参事を置くことができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の主幹及び参事について準用する。

(署付)

第52条 警察署に署付を置くことができる。

2 署付は、署長に直属し、下命の事務を処理する。

(交番等)

第53条 交番、駐在所及び警備派出所に所長を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、交番、駐在所又は警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(臨時交番等の設置)

第54条 署長は、特に必要があると認めるときは、警察本部長の承認を受けて、臨時に交番、駐在所又は検問所を設置し、警察官を配置することができる。

(連絡所の設置)

第55条 署長は、駐在所に準ずるものとして、特に必要があると認める地域については、警察本部長の承認を受けて、連絡所を設置することができる。

## 第6章 職員

(一般職員)

第56条 熊本県警察職員定数条例(昭和29年熊本県条例第33号)第2条第1項に規定する警察官以外の職員は、一般職員とする。

2 一般職員の職制上の職は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察本部 理事官、課長、所長、管理官、首席師範、室長、次席、師範、首席研究主幹、課長補佐、所長補佐、隊長補佐、室長補佐、通告補佐官、主幹、研究主幹、総括係長、係長、参事、研究参事、主任、係員及び研究員
- (2) 市警察部 課長補佐、主幹、総括係長、係長、参事、主任及び係員
- (3) 警察学校 首席師範、師範、校長補佐、主幹、教官、総括係長、係長、参事、主任及び係員
- (4) 警察署 総務官、課長、主幹、総括係長、係長、参事、主任及び係員

## 第7章 職務代行

### (警察本部長の職務代行)

第57条 警察本部長に事故のあるとき又は警察本部長が欠けたときは、国家公安委員会のあらかじめ指定する部長が警察本部長の職務を行う。

### (署長の職務代行)

第58条 署長が不在のときは、副署長(副署長も不在の場合にあっては、上級又は先任の順序による。)が署長の職務を行う。ただし、重要又は異例に属する事項については、その職務を行うことができない。

### (事後報告)

第59条 前2条の規定により職務を代行した者は、事後速やかにその旨を警察本部長又は署長に報告しなければならない。

## 附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則(昭和61年3月7日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則(昭和62年3月10日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

### 附 則(昭和63年3月15日本部訓令甲第1号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則(平成元年3月14日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成元年3月23日から施行する。

### 附 則(平成元年9月28日本部訓令甲第16号)

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

### 附 則(平成2年3月8日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成2年3月27日から施行する。

### 附 則(平成2年8月21日本部訓令甲第6号)

この訓令は、平成2年8月28日から施行する。

### 附 則(平成3年3月19日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成3年3月25日から施行する。

### 附 則(平成3年8月21日本部訓令甲第5号)

この訓令は、平成3年8月26日から施行する。

### 附 則(平成4年2月24日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月18日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成4年3月24日から施行する。

附 則(平成4年6月17日本部訓令甲第12号)  
この訓令は、平成4年6月18日から施行する。

附 則(平成4年8月19日本部訓令甲第15号)  
この訓令は、平成4年8月27日から施行する。

附 則(平成5年3月31日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年8月19日本部訓令甲第10号)  
この訓令は、平成5年8月27日から施行する。

附 則(平成6年10月31日本部訓令甲第4号)  
この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成6年11月24日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

附 則(平成7年3月7日本部訓令第4号)抄  
(施行期日)  
第1条 この訓令は、平成7年3月13日から施行する。

附 則(平成7年3月28日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日本部訓令甲第10号)  
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成9年3月26日から施行する。

附 則(平成10年3月16日本部訓令甲第3号)  
この訓令は、平成10年3月25日から施行する。

附 則(平成11年3月1日本部訓令甲第1号)抄  
(施行期日)  
1 この訓令は、平成11年3月10日から施行する。

附 則(平成11年3月10日本部訓令甲第2号)

この訓令は、平成11年3月11日から施行する。

附 則(平成12年3月13日本部訓令甲第2号)  
この訓令は、平成12年3月23日から施行する。

附 則(平成12年8月23日本部訓令甲第12号)  
この訓令は、平成12年8月30日から施行する。

附 則(平成13年3月14日本部訓令甲第5号)  
この訓令は、平成13年3月23日から施行する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)  
この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成15年3月14日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則(平成16年3月12日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成16年3月22日から施行する。

附 則(平成16年3月12日本部訓令第9号)  
この訓令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成16年8月31日本部訓令第15号)  
この訓令は、平成16年9月8日から施行する。

附 則(平成17年1月15日本部訓令第2号)  
この訓令は、平成17年1月15日から施行する。

附 則(平成17年2月11日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成17年3月24日本部訓令第6号)  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月16日本部訓令第13号)  
この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日本部訓令第4号)  
この訓令は、平成18年3月31日から施行する。ただし、第1条中別表第4本渡の項の改正規定中「本渡」を「天草」に改める部分は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年12月1日本部訓令第24号)  
この訓令は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第5号)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に事務吏員、技術吏員又は警察技師の職にある職員は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって熊本県警察職員に任命され、現に命ぜられている職を命ぜられたものとする。

附 則(平成19年6月1日本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成20年12月22日本部訓令第22号)

この訓令は、平成20年12月22日から施行する。

附 則(平成21年3月13日本部訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則(平成21年7月3日本部訓令第7号)

この訓令は、平成21年7月3日から施行する。

附 則(平成22年3月23日本部訓令第6号)

この訓令は、平成22年3月31日から施行する。

附 則(平成23年3月14日本部訓令第5号)

この訓令は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第1条中別表第2捜査第一課の項の改正規定(「刑事調査指導係 刑事調査第一係 刑事調査第二係 刑事調査第三係」を「検視指導係 検視第一係 検視第二係 検視第三係」に改める部分に限る。)及び第2条中別表警察本部捜査第一課の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月13日本部訓令第12号)

この訓令は、平成23年7月14日から施行する。

附 則(平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、平成25年3月29日から施行する。

附 則(平成25年11月7日本部訓令第11号)  
この訓令は、平成25年11月18日から施行する。

附 則(平成26年3月17日本部訓令第3号)  
この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則(平成26年6月5日本部訓令第7号)  
この訓令は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(平成27年3月13日本部訓令第1号)  
この訓令は、平成27年3月24日から施行する。

附 則(平成28年3月11日本部訓令第2号)  
この訓令は、平成28年3月22日から施行する。

附 則(平成28年10月14日本部訓令第12号)  
この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則(平成29年3月21日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成29年3月31日から施行する。

附 則(平成29年3月24日本部訓令第6号)  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月5日本部訓令第15号)  
この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日本部訓令第5号)  
この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則(令和2年3月6日本部訓令第4号)  
この訓令は、令和2年3月18日から施行する。

附 則(令和3年3月19日本部訓令第3号)  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月16日本部訓令第8号)  
この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日本部訓令第4号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

※ 別表（略）